

8月3日は

山口県知事選挙の投票日です。

8月3日(日)は山口県知事選挙の投票日です。この選挙は私たちの代表を決める大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いましょう。

投票できる人

投票できるのは、昭和63年8月4日以前に生まれた満20歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日(7月16日)まで、引き続き3か月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人。(平成20年4月16日までに転入の届出をされた人。)

■周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市町に転出した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書や、住民票の写し等の証明文書を提示すれば周防大島町で投票できます。

■県内の市町の選挙人名簿に登録されている人が周防大島町に転入した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書や、住民票の写し等の証明文書を提示すれば以前投票していた市町で投票できます。

ただし、いざれも一回だけの転出入となっています。

に行くことができない人は期日前投票ができます。

不在者投票

病院に入院している人は、入院先の病院が指定病院であれば病院で不在者投票ができますので、病院長に申し出てください。

期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・レジャーや買い物などの私用で、投票所

郵便投票

身体に重度の障害がある人は、郵便によって不在者投票ができます。この制度は、身体障害者手帳または戦傷病害の程度が一定の基準に当たる人や介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人になります。くわしいことは早めに選挙管理委員会へおたずねください。

点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申

入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。

入場券を忘れたり紛失したりしたときは、当日投票所の係員に申し出てください。

投票用紙

投票用紙は白色の紙に黒色のインクで印刷されています。

投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのどれでもかまいませんから、候補者氏名を正しくはっきり書いてください。

開票

◎日時 8月3日(日)午後8時
◎場所 B & G 海洋センター体育館

問い合わせ

◆投票日／7月31日(木)
◆告示／7月22日(火)
◆海区漁業調整委員会委員一般選挙